

平成19年4月26日

福井県知事 西川 一誠 様

公立大学法人福井県立大学評価委員会
委員長 吉村 融

通 知 書

公立大学法人福井県立大学の役員に対する報酬および退職手当の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく公立大学法人福井県立大学評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

平成19年4月10日付け県大第511号で知事に対して届出のあった公立大学法人福井県立大学の役員に対する報酬および退職手当の支給の基準については、申し出る意見はない。